

令和 8年 4月 10日

自民党看護問題対策議員連盟
会長 加藤 勝信 様

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 臺 有桂

要望書

本協議会は、保健師教育の質的向上を通じて公衆衛生の発展に寄与することを目的とした全国組織であり、現在約248校が加盟しております。

保健師は、全国の自治体等において、地域住民の健康の保持増進、疾病予防、健康危機管理等を担う専門職であり、地域包括ケアシステムの推進や感染症・災害対応など、今後ますます重要な役割を担うことが期待されています。

しかしながら、近年、保健師の確保が困難な自治体が増加しており、とりわけ小規模自治体においては、地域保健活動の継続そのものが危ぶまれる状況にあります。一方で、保健師は年間約8,000人養成されているにもかかわらず、新卒で自治体に就業する者は約2割にとどまっており、多くの人材が十分に活用されていない現状があります。これは単なる供給不足ではなく、教育と就業の接続に関する制度的課題であると考えます。

また、保健師には、個別支援に加え、地域課題の分析や施策化、組織横断的な調整など高度な専門性が近年求められていることから、現行の学士課程中心の教育では、これらの能力を十分に育成することが難しいとの指摘もあります。

これらの課題を踏まえ、限られた財源の中で実効性のある人材確保を実現するため、以下のとおり要望いたします。

要望事項

1. 保健師教育の高度化に向けた教育体制整備および財政的支援

保健師が地域課題の分析や政策形成を担う専門職として機能するためには、大学院修士課程や大学専攻科等の上乗せ教育に基づく教育体制への転換が必要です。ついては、これらの教育課程の充実および拡充に向けて、制度整備とともに必要な財政的支援を講じていただきたい。また、保健師養成課程における専任教員の配置および兼務の取扱いについて、実態に即した基準の明確化を図るとともに、質の高い教育体制の確保に資する支援を講じていただきたい。

2. 保健師養成と自治体就業の接続強化に向けた制度的枠組みの整備

現在、保健師は一定数養成されているにもかかわらず、自治体への就業に十分結びついていない状況にあります。この課題を解決するため、教育機関、自治体、関係団体等の連携を促進する仕組みの構築を図っていただきたい。また、これらの取組を実効性あるものとするため、必要に応じた調査・体制整備等への支援を講じていただきたい。

【要望とその理由】

1. 保健師教育の高度化に向けた教育体制整備および財政的支援

現行の学士課程における保健師教育は、看護師教育と統合された過密なカリキュラムの中で実施されており、実践的能力や地域課題の分析、政策形成に必要な能力の育成に十分な時間を確保することが困難な状況にあります。一方で、大学院修士課程や大学専攻科等の上乗せ教育においては、分析に基づく実践力の形成が可能であり、修了生の多くが保健師として就業するなど、教育効果の高さが実感されています。これらの教育課程を基盤とした人材育成体制の整備は、地域包括ケアの推進や健康危機管理への対応を支える観点からも重要です。

しかしながら、これらの上乗せ教育課程には、制度的および財政的な課題が山積しています。大学専攻科については、実践力の高い保健師人材を効率的に養成できる教育課程であるにもかかわらず、私立大学等経常費補助金の対象となっておらず、設置及び継続にあたり大学の財政的負担が大きいのが現状です。また、大学院修士課程においては、専任教員が学部教育や研究指導等を兼務し、教育の連続性を担保している点では意義があるものの、業務負担の大きさから新たな設置や拡充に踏み出しにくい実情があります。これらの隘路のために設置数の伸びが少なく、保健師の輩出数が多くは無いのが現状です。

これらの教育課程においては、専任教員の配置や兼務の取扱いに関する基準が必ずしも明確ではなく、教員の業務負担が過重となり、教育に十分な時間を確保しにくい状況が生じています。実践力を付ける必要のある教育課程においては、専任教員による安定した教育・指導体制の確保が不可欠です。

このように、実践力の高い保健師を育成するために必要な教育体制が整備されていないのが現状です。教育の質の確保を各教育機関の努力のみに頼るのは限界があります。専任教員の配置基準や兼務の取扱いの明確化を含め、質を担保できる教育体制が成り立つよう、必要な制度の整備と財政的支援が必要です。

これにより、教育の質の確保と持続可能な教育体制の構築が図られ、地域社会において実効的に機能する保健師の育成につながると期待されます。

以上を踏まえ、大学院修士課程および専攻科等による上乗せ教育の充実に向けた制度整備と財政的支援、ならびに専任教員の配置および兼務の取扱いに関する基準の明確化を講じていただきたい。

2. 保健師養成と自治体就業の接続強化に向けた制度的枠組みの整備

保健師の養成においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表1に、「保健所・市町村での実習を含む」と規定されているように、自治体との密接な連携が不可欠です。これは、保健師として就職する上でも必要不可欠です。

しかし、現在、教育機関と自治体との連携は個々の努力に委ねられており、教育の段階から自治体就職へとつながる仕組みが制度化されていません。加えて、自治体における実習についても、その関わり方や育成の視点は必ずしも十分に共有されておらず、見学中心の受け入れにとどまるなど、専門職としての育成を意識した取組が体系的に位置づけられていない状況も見受けられます。そのため、教育の側で保健師としてのキャリア形成を十分に支援することが難しく、学生の進路選択でも保健師としての就業が選択されない事態が生じています。

この課題は、保健師養成と就業を接続させる制度が整備されていないことに起因しており、教育機関の努力のみでは解決が困難です。このため、教育と就業を一体的な人材育成プロセスとして位置づけ、教育機関と自治体が連携しながら、保健師としての就業とキャリア形成につなげる仕組みを整備する必要があります。その際には、特に都道府県等が、広域的な観点から人材需給の把握および育成の方向性の検討に関与し、教育機関および市町村と継続的に連携する体制の整備が重要です。例えば、都道府県が主導する保健師人材育成推進会議のように、自治体と教育機関が双方向で保健師の将来について検討できる体制の構築が望ましいと考えます。また、保健師教育および就業の実態を把握し、関係機関が課題を共有しながら人材確保に取り組むための連携体制の構築が不可欠です。

これらの取組を推進するためには、制度的な位置づけを明確にするとともに、実態把握や連携体制の整備等に対する必要な支援を講じることが求められます。

以上を踏まえ、保健師養成と自治体就業を接続する制度的枠組みの整備と、都道府県を軸とした関係機関の連携体制の構築、ならびに実態把握および体制整備に対する必要な支援を講じていただきたい。